

平成 31 年 1 月 7 日

各 位

富士宮信用金庫

お客さま情報の紛失とお詫びについて

このたび、当金庫東町支店におきまして、お客さまの情報を記載した伝票類の綴り（以下、「伝票綴」という）3 日分（平成 29 年 9 月 13 日、9 月 15 日および平成 30 年 3 月 9 日）を紛失いたしました。

お客さま情報の管理につきましては、従来から厳格な管理と適正な取り扱いに努めてまいりましたが、このような事態を招きましたことに対して、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げますとともに、その内容を下記のとおりご報告いたします。

記

1. 紛失書類の内容

(1) 書類を紛失した営業店

東町支店

(2) 紛失した書類

平成 29 年 9 月 13 日付伝票綴（伝票枚数 67 枚）

平成 29 年 9 月 15 日付伝票綴（伝票枚数 68 枚）

平成 30 年 3 月 9 日付伝票綴（伝票枚数 85 枚）

伝票枚数には、入金伝票・払戻請求書・振込依頼書・支払い済みの小切手等が含まれています。

(3) 紛失した書類に含まれていた主なお客さま情報

ご氏名、ご住所、生年月日、電話番号、口座番号、お届け印影、お取引金額など

2. 紛失が判明した経緯

本年 9 月、当金庫東町支店において、前年度の伝票調査を実施していたところ、平成 29 年 9 月 13 日、9 月 15 日および平成 30 年 3 月 9 日の伝票綴りを紛失していることが判明いたしました。直ちに調査を実施しましたが、発見には至りませんでした。

内部調査の結果、不正に持ち出された形跡は認められず、外部へ流失した可能性は低く、誤って廃棄した可能性が高いものと考えております。

なお、これまでに本件に関係すると思われるお客さまからの照会や当金庫に対する不正請求等、外部流失が疑われるような事象は発生しておりません。

【本件に関するお問い合わせ先】

富士宮信用金庫 業務部 フリーダイヤル：0120-117-615

受付時間：平日午前 9 時から午後 5 時まで（土・日・祝日、12/31～1/3 は除きます。）